# 犬山市届出避難所登録事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に基づき市が指定する避難所、避難場所及び福祉避難所（以下「避難施設等」という。）とは別に、市民が自主的に開設し、運営する避難所（以下「届出避難所」という。）として市が登録し、届出避難所に対する支援を行うことにより、初期又は小規模の風水害、地震等の災害における市民の避難場所を確保することを目的とする。

（対象施設）

第２条　届出避難所としての登録（以下単に「登録」という。）を受けることができる施設は、公共施設を除く地域の集会所、事業所等（以下「集会施設等」という。）のうち、災害の発生の危険性を勘案し、災害から避難する市民が身を守ることができる立地、構造等を有する次の各号のいずれにも該当する施設とする。

(1)　災害に対して安全を確保できる立地であること。

(2)　新耐震基準（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）に基づき昭和５６年６月１日以後に建築確認を受ける建築物に適用される耐震の基準をいう。）に対応した施設であること。

(3)　有効避難面積（避難所として実際に避難者の就寝及び滞在に利用することができる床面積をいう。以下同じ。）が４０平方メートル以上あること。

２　有効避難面積は、内法床面積の総計から便所、浴室、常設厨房、機械室、配電室等の設備室及び倉庫、備品置場等のスペースの面積を減じて算定するものとする。

（対象者）

第３条　登録の申請をすることができる者は、当該登録を受けようとする集会施設等を管理する権限を有する者とする。

（登録申請等）

第４条　集会施設等の登録を受けようとする者は、犬山市届出避難所

登録申請書（様式第１）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　届出避難所関係者連絡先一覧

(2)　集会施設等の平面図及び位置図

(3)　集会施設等の建築年月日が分かる書類又は耐震性があることが分かる書類

(4)　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定したときは、犬山市届出避難所登録可否決定通知書（様式第２）により当該申請をした者に通知するものとする。

３　市長は、前項の登録決定をしたときは、当該登録決定に係る集会施設等の登録をするものとする。この場合において、市長は、当該登録決定に届出避難所の開設に関する条件を付すことができる。

（標識の設置）

第５条　前条第２項の登録決定を受けた者（以下「設置者」という。）は、市が交付する標識を届出避難所の避難者が視認しやすい場所に設置するものとする。

（公表等）

第６条　市長は、災害時に市民が届出避難所を活用できるよう登録した集会施設等の所在地、建物の構造、有効避難面積及び団体名等の公表を行うものとする。

２　市長は、届出避難所を利用する市民に対し、この要綱による事業の目的に反する利用をしないよう周知するものとする。

（運営及び費用負担）

第７条　届出避難所は、設置者が自主的に開設し、運営することとし、市は、原則として職員の派遣を行わない。

２　市は、登録を受けた集会施設等に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数量を限度として物資の供与をするものとする。

(1)　毛布　収容人員（有効避難面積を２で除して得た人員数をい

う。以下同じ。）１人当たり１枚

(2)　食料　収容人員１人当たり３食

(3)　飲料水　収容人員１人当たり３リットル

(4)　凝固剤　収容人員１人当たり５回分

３　設置者は、前項各号に掲げる物資の管理を行うものとし、災害により同項第２号から第４号までに掲げる物資を消費したとき、又は使用期限等を経過したときは、市長に報告しなければならない。

４　市は、前項の報告に基づき不足する物資を補充するものとする。

５　届出避難所の運営に係る経費は、第２項の規定による供与及び前項の規定による補充に要する費用を除き、設置者の負担とする。

（開設及び閉鎖）

第８条　設置者は、届出避難所を開設し、又は閉鎖したときは、その旨を市長に報告しなければならない。

２　市長は、必要と認めるときは、設置者に届出避難所の開設を要請することができる。

３　設置者は、開設された届出避難所に、主として当該届出避難所の地域住民を受け入れるものとする。ただし、急迫した危険がある場合は、本市への来訪者等広く避難者を受け入れるよう努めるものとする。

４　設置者は、届出避難所に避難した者があったときは、その人数を市長に報告するよう努めるものとする。

（避難施設等との関係）

第９条　届出避難所を開設中に避難施設等が開設された場合においても、届出避難所の開設を継続することができる。

（登録内容の変更）

第１０条　設置者は、第４条第１項に掲げる書類の内容に変更があったときは、犬山市届出避難所登録内容変更届出書（様式第３）により市長に届け出るものとする。

（登録解除の届出）

第１１条　設置者は、登録を解除しようとするときは、犬山市届出避

難所登録解除届出書（様式第４）により市長に届け出るものとする。

（登録の解除）

第１２条　市長は、登録をした集会施設等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を解除するものとする。

(1)　次のいずれかの事由により集会施設等に災害の発生の危険性が生じたと判断されるとき。

ア　集会施設等の周辺の環境の変化

イ　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）に基づく土砂災害警戒区域の指定

ウ　市が指定する水害危険予想箇所の追加

エ　その他の事情の変化

(2)　前条の届出があったとき。

２　市長は、前項の規定により登録を解除したときは、犬山市届出避難所登録解除通知書（様式第５）により設置者に通知するものとする。

３　前項の通知を受けた設置者は、第５条の規定により設置した標識並びに第７条第２項の規定による供与及び同条第４項の規定による補充をされた物資を市長に返還しなければならない。

（研修、訓練等）

第１３条　設置者は、届出避難所を利用すると想定される地域住民に対して研修、訓練等を実施し、届出避難所の利用に関する理解を深めるよう努めるものとする。

（事故等の損害賠償）

第１４条　届出避難所の運営又は利用に伴う事故等によって生じた損害については、市はその責を負わない。

（雑則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年１１月１日から施行する。

様式第１（第４条関係）

犬山市届出避難所登録申請書

年　　月　　日

犬山市長

届出避難所として登録を受けたいので、犬山市届出避難所登録事業実施要綱第４条第１項の規定により下記のとおり申請します。

記

| | | |
|---|---|---|
| 申請者 | 団体名 | |
| | 氏名 | |
| | 住所 | |
| | 連絡先 | |
| 届出避難所とする集会施設等 | 名称 | |
| | 所在地 | 犬山市 |
| | 建物の構造 | 造　　階建 |
| | 建築年月日 | 年　　月　　日 |
| | 有効避難面積 | 平方メートル |
| 申請理由 | | |

様式第２（第４条関係）

犬山市届出避難所登録可否決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

犬山市長　　㊞

年　　月　　日付で申請のあった届出避難所の登録について、犬山市届出避難所登録事業実施要綱第４条第２項の規定により下記のとおり通知します。

記

| | |
|---|---|
| 団体名 | |
| 氏　名 | |
| 届出避難所とする集会施設等の所在地 | 犬山市 |
| 結　　果 | □ 登録　　登録番号：<br>（条件：　　）<br>□ 登録不可<br>（理由：　　） |

様式第３（第１０条関係）

犬山市届出避難所登録内容変更届出書

年　　月　　日

犬山市長

次の届出避難所について登録内容を変更したいので、犬山市届出避難所登録事業実施要綱第１０条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

| | | |
|---|---|---|
| 登録番号 | | |
| 届出者 | 団体名 | |
| | 氏　　名 | |
| | 住　　所 | |
| | 連絡先 | |
| 届出避難所 | 名　　称 | |
| | 所在地 | 犬山市 |
| 変更内容 | | |

様式第４（第１１条関係）

犬山市届出避難所登録解除届出書

年　　月　　日

犬山市長

次の届出避難所について登録を解除したいので、犬山市届出避難所登録事業実施要綱第１１条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

| | | |
|---|---|---|
| 登録番号 | | |
| 届出者 | 団 体 名 | |
| | 氏　　名 | |
| | 住　　所 | |
| | 連 絡 先 | |
| 解除する届出避難所 | 名　　称 | |
| | 所 在 地 | 犬山市 |
| 解除理由 | | |

様式第５（第１２条関係）

犬山市届出避難所登録解除通知書

第　　号

年　　月　　日

様

犬山市長　　㊞

届出避難所として登録していた下記の集会施設等について、その登録を解除したので、犬山市届出避難所登録事業実施要綱第１２条第２項の規定により通知します。

記

１．設　置　者

団 体 名：

氏　　名：

住　　所：

２．登録を解除した集会施設等

登録番号：

名　　称：

所 在 地：

３．解除の理由